

農業資材審議会飼料分科会（第40回）の議事概要

1 日 時

平成27年8月31日（月）14:00～16:20

2 場 所

農林水産省 本館4階 第2特別会議室

3 出席委員（敬称略）

有田芳子、上路雅子、潮秀樹、内堀伸健、北嶋聡、佐藤恭子、佐藤秀一、下田実、高溝正、竹中昭雄、丹生谷博、松井徹（座長）、宮崎茂

4 会議の概要

（1）農業資材審議会飼料分科会の運営（参考資料1）

本年4月の農業資材審議会の委員改選を受け、事務局から、各部会の構成や分科会及び各部会の会長及び会長代理の選出結果について報告した。

（2）遺伝子組換え飼料の安全性確認（資料4）

「除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ1910系統」について、事務局から説明した後、遺伝子組換え飼料部会での審議結果を部会長が報告した。

当該ワタについては、既存の非組換え作物との同等性等の科学的データに基づく審議の結果、これを飼料として摂取する家畜等への安全上の問題はないとの答申がなされた。

（3）飼料添加物の基準・規格の設定（資料5）

「飼料添加物バチルス サブチルスの基準・規格の改正」について、事務局からの説明後に、飼料安全部会（飼料添加物の効果安全性）及び飼料安全部会（飼料添加物の規格）での審議結果を各部会の座長が報告した。

委員から、当該飼料添加物の効果に関する評価書（資料5-2）における試験結果の表記について意見があった。事務局からは、評価書については、意見を踏まえて修正した上で、ホームページに掲載する旨の説明があった。審議の結果、当該飼料添加物の基準・規格の設定は適当であるとの答申がなされた。

（4）動物性たん白質の飼料利用に係る見直し（資料6）

「飼料用ゼラチン及びコラーゲンに関する規制の見直し」について、事務局から、現行の規制状況、見直しの背景、見直し後のリスク管理措置等を説明した後、飼料安全部会（家畜飼料）での審議結果を部会長が報告した。

本見直しの対象となる原料や現在の使用実態、今後のリスク管理措置案等に関して

審議した結果、家きん及び魚に由来するゼラチン等を利用可能とすること、原料として利用可能な反すう動物を牛及びめん山羊に限定すること、非反すう動物の頭蓋骨及び脊柱を利用可能とすること等を要件として、利用を認めることは適当との答申がなされた。

(5) 飼料の安全確保に関する枠踏みの見直し（資料7）

事務局から、①飼料等の GMP ガイドラインの策定及び普及、②飼料の有害物質に関する管理基準の導入及び③表示制度の見直しの検討状況について報告があった。

委員から、GMP ガイドラインに関し、中小規模の事業者への支援方法について質問があり、事務局からは、ガイドライン解説書の作成、優良事例の共有等を通じて技術的な支援を進めていきたい旨の説明があった。

(6) 飼料の管理基準を超過した場合の対応（資料8）

事務局から、事業者が適切な工程管理により、飼料を製造していたにも関わらず、やむを得ず管理基準を超過した飼料が製造された場合の対応について、飼料の給与停止等の要否判断に必要となる現場の状況や原因の確認、実効性のある改善策の指導等の対応に係る基本的な考え方について報告があり、了承された。

なお、委員から、管理基準が設定されていない有害物質への対応について質問があり、事務局から、管理基準は、有害物質のサーベイランス等の結果やリスクの程度等から対応が必要なものに対して設定されているが、管理基準が設定されていないものであっても、問題が生じるおそれがある場合には、最新の科学的知見に基づき対応し、必要があれば、新たに管理基準を設定していく旨の説明があった。

(7) 高度精製品に係る飼料分科会の議決に関する今後の取扱い（資料9）

事務局から、高度に精製された遺伝子組換え飼料添加物（高度精製品）の取扱いに関する手続の進捗状況を報告するとともに、遺伝子組換え飼料部会において、高度精製品に該当すると判断した場合の議決を飼料分科会の議決として取り扱うこととする飼料分科会規程の改正案について説明があり、了承された。